

平成19年6月12日

法務省民事局参事官室 御中

「信託計算規則案」に対する意見

(意見提出者及び連絡先)

流動化・証券化協議会

信託関連法制小委員会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-9-14 発明会館 4F

TEL:03-3580-1156

FAX:03-3580-1157

流動化・証券化市場の健全な発展という観点から、貴省において平成19年5月15日付で公表された「信託計算規則案」(以下「信託計算規則案」といいます。)に関しまして、下記のとおり意見申し上げます。本意見書では、平成18年12月8日に可決成立した信託法(平成18年法律第108号)を「新信託法」というものとします。

なお、本意見書は、当小委員会の責任において検討・取りまとめが行われたものですが、当小委員会メンバーを含む当協議会会員は、オリジネーター、アレンジャー、受託者、投資家、弁護士等の専門家等、多様な立場から流動化・証券化取引に関わるため、個々の意見については、それぞれの立場において本意見書とは異なる意見を有する可能性があります。この点に留意しつつも、本意見書は、流動化・証券化市場の健全な発展という観点から、意見を申し上げます。

記

**信託計算規則案4条2項**

同項の「他の目的で作成された書類又は電磁的記録」について、受託者作成のもののみならず、受託者以外が作成したもの(例えば、受託者からの業務委託先又は受益者からの運用委託先が作成したもの)も含まれるとの理解でよいか。

### 信託計算規則案5条1項1号

- ① 通常の証券化の案件では、受託者の承諾がある場合に限り、受益者は、受益権の譲渡ができると信託行為で定められている場合が多いが、（これは譲渡を制限する特約にあたるため、）かかる定めがあれば「当該受益権について譲渡の制限」が付されているものと理解してよいか。
- ② 信託行為において、譲受人が適格機関投資家である場合に限り、受益者は、受益権の譲渡を行うことができる旨が規定されている場合も、適格機関投資家以外の者に譲渡できないという意味で受益権の譲渡が制限されているので、「当該受益権について譲渡の制限」が付されているものと理解してよいか。

### 信託計算規則案5条1項2号

- ① 金銭債権の証券化においては、例えば（i）信託財産たる金銭債権に一定の事由が生じた場合に、当該金銭債権を信託配当又は信託元本の償還として受益者に対して交付する旨、又は（ii）信託が終了する場合に、当該時点で残存している金銭債権を信託配当又は信託元本の償還として受益者に対して交付する旨が信託行為に定められている場合があるが、かかる受託者による信託配当又は信託元本の償還としての受益者に対する金銭債権の交付行為は「売却又はこれに準ずる行為」に該当しないと理解してよいか。
- ② 証券化の案件においては、信託行為において、信託財産に関する公租公課その他の諸費用について、信託財産に属する金銭がかかる支払いに不足するときは、かかる支払いに充てるために受託者が信託財産を換価処分することができる旨が定められている場合が存在する。かかる受託者による信託財産の換価処分行為は、「信託事務を処理するのに必要と認められる費用」の前払を受けるための信託財産の処分行為として、新信託法49条2項の規定により受託者に認められた権限を行使するものに過ぎない。従って、信託行為でかかる行為を行う権限を受託者が有する旨が定められていても、もともと信託法上受託者に認められた権限であるので、かかる権限を「当該信託の受託者が信託行為によって有している」とは言えず、本号に該当しないものと理解しているがかかる理解でよいか。

以上